

木更津市下水汚泥堆肥化施設整備事業

優先交渉権者選定基準

令和6年6月

木更津市

目次

第1	審査方法.....	1
1	審査方法.....	1
2	選定委員会の設置.....	1
3	審査手順.....	2
第2	審査内容.....	3
1	参加資格審査.....	3
(1)	必要書類の確認.....	3
(2)	参加資格の確認.....	3
2	提案審査.....	3
(1)	必要書類の確認.....	3
(2)	要求水準要件を満たすことの確認.....	3
(3)	プレゼンテーション及びヒアリング.....	3
(4)	提案内容評価.....	3
(5)	総合評価点の算出.....	4
(6)	優先交渉権者の選定.....	4
(7)	事業契約の締結.....	4
3	総合評価点の算出方法.....	4
(1)	配点方針.....	4
(2)	事業提案書の評価項目等.....	4
4	評価点の算出方法.....	6
(1)	技術評価（定性）の得点化方法.....	6
(2)	技術評価（定量）の得点化方法.....	6
(3)	価格点の得点化方法.....	8
(4)	事業者負担による任意事業に関する評価の得点化方法.....	8

本審査基準は、市が実施する木更津市下水汚泥堆肥化施設整備事業において、募集する民間事業者の選定を行うにあたっての事業提案書の審査基準を定めたものであり、本事業の応募者に交付するもので、募集要項等と一体をなすものである。

第1 審査方法

1 審査方法

提案評価は、「木更津市プロポーザル方式実施要綱」に基づいて、本施設の設計・建設、維持管理・運営に係る提案を公募し、提案内容を総合的に評価する。

2 選定委員会の設置

市は、優先交渉権者の選定を実施するため、選定委員会を設置する。

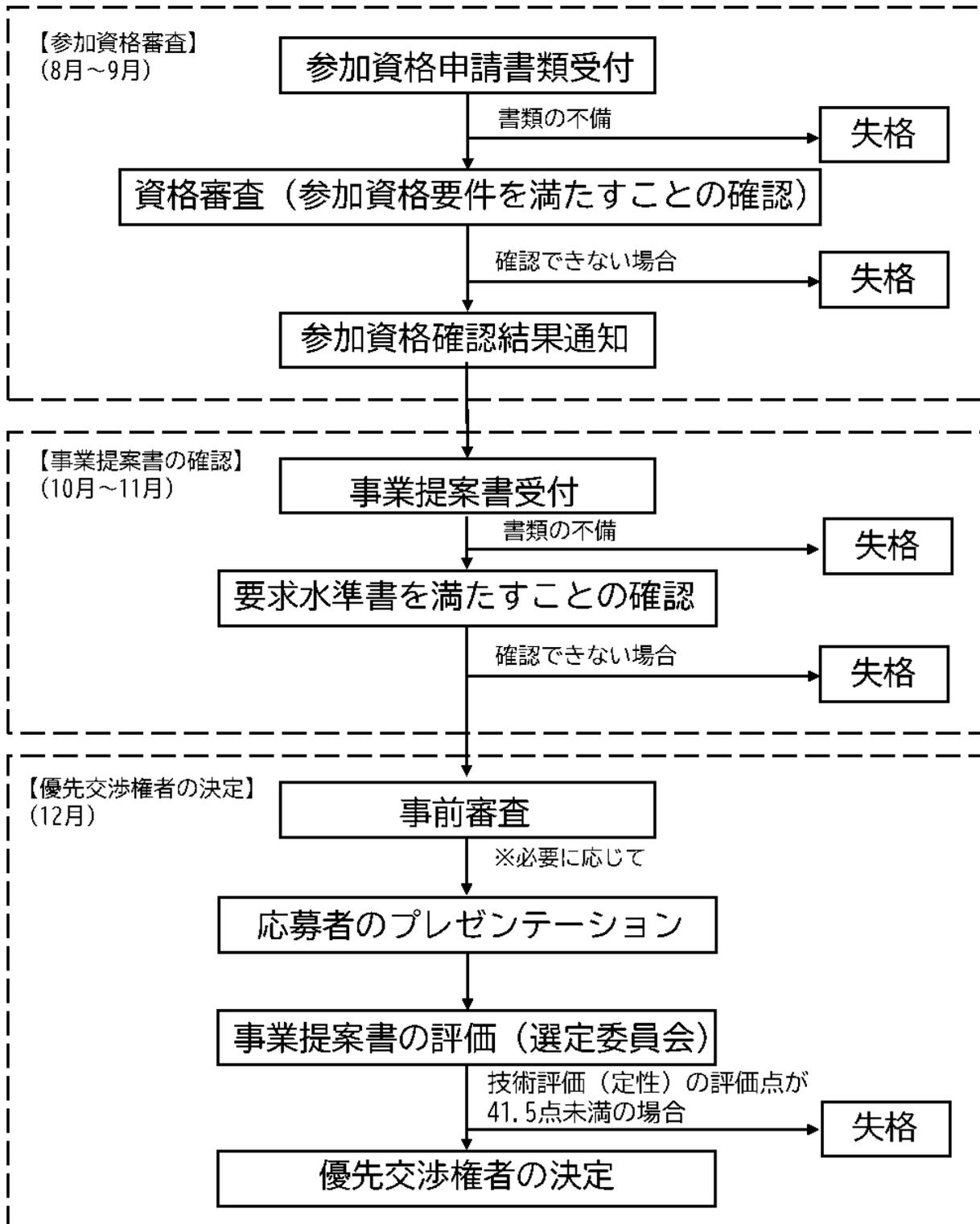
選定委員会は、応募者の参加資格確認結果の確認及び提案書類についての審査を行う。なお、選定委員会を構成する委員は、以下に示すとおりである。

表 1 選定委員会委員（敬称略）

役職	所属	職	氏名
委員長	木更津市	副市長	田中 幸子
副委員長	木更津市商工会議所	専務理事	佐伯 浩一
委員	君津農業事務所	企画振興課長	時田 正敏
委員	千葉県県土整備部都市整備局下水道課	副課長	齋藤 健一
委員	木更津市企画部	部長	渡辺 則行
委員	木更津市経済部	部長	大岩 房之
委員	木更津市環境部	部長	吉原 隆史

3 審査手順

審査の手順は、以下のフローに示すとおりである。



第2 審査内容

1 参加資格審査

(1) 必要書類の確認

市は、応募者から提出された参加資格確認書類について、募集要項にて求めた必要書類が全て揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合はこの限りではない。

(2) 参加資格の確認

市は、応募者から提出された参加資格確認書類に基づき、応募者が募集要項に定める参加資格要件を満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

2 提案審査

(1) 必要書類の確認

市は、応募者から提出された事業提案書について、募集要項にて求めた必要書類が全て揃っていることを確認する。書類の不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合はこの限りではない。

なお、応募者が多数あるなど、市が必要と判断した場合は、市において「3 総合評価点の算出方法」に基づき事前審査をした上で、選定委員会に諮ることにより、委員会での審査対象者を限定することがある。

(2) 要求水準要件を満たすことの確認

市は、応募者から提出された事業提案書について、必要書類が全て揃っていることを確認した後、応募者が提出した要求水準チェックリストに沿って、提案内容が要求水準を満たしている確認する。要求水準を満たしていない場合は失格とする。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング

選定委員会は、必要書類の確認ができた応募者を対象として、事業提案内容の確認等のために、応募者にプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施するものとし、事業提案審査ではこの内容も勘案する。

詳細は対象となる応募者に個別で通知するが、本優先交渉権者選定基準公表時では、プレゼンテーション 20 分、ヒアリング 20 分を想定している。

(4) 提案内容評価

選定委員会は、事業提案の非価格要素（定性・定量）及び価格要素の内容について評価し、「3 総合評価点の算出方法」及び「4 評価点の算出方法」に基づき得点化を行う。

(5)総合評価点の算出

各委員の技術評価点（定性）、技術評価点（定量）、価格評価点及び事業者負担による任意事業に関する評価点（定性）を合算し、その合計点をもって総合評価点とする。

- ・ 技術評価点（定性）＋技術評価点（定量）＋価格評価点＋事業者負担による任意事業に関する評価点（定性）＝総合評価点

(6)優先交渉権者の選定

選定委員会は、総合評価点が最も高い者を優先交渉権者として決定する。総合評価点が最も高い者が同点で複数ある場合には、委員の協議により優先交渉権者を選定する。

なお、技術評価（定性）の評価点が 41.5 点に満たない場合、その応募者は失格とする。

(7)事業契約の締結

市は、審査により決定した優先交渉権者と、契約交渉を開始する。

なお、優先交渉権者の決定後、基本契約の締結までに事業者又はその企業グループの構成企業のいずれかの者が募集要項等に定める資格に該当しないこととなった場合は、他の応募者と協議を行う。その場合、審査順位が高い者から契約交渉を行い、事業契約を締結する。

3 総合評価点の算出方法

(1)配点方針

募集要項で求める技術提案及び見積書については、非価格要素に関する技術評価点（定性・定量）と価格要素に関する価格評価点とに分け、それぞれ技術評価点（定性）を 75 点、技術評価点（定量）を 10 点、価格評価点を 15 点及び事業者負担による任意事業に関する評価点（定性）を 5 点満点とし、各委員の技術評価点（定性）の平均値、技術評価点（定量）、価格評価点及び事業者負担による任意事業に関する評価点（定性）の平均値を合算し、その合計点をもって総合評価点とする。

総合評価点

$$= \{ \text{各委員の技術評価点（定性）の合計値} \div \text{委員数} \} \text{【75 点満点】} + \text{技術評価点（定量）【10 点満点】} + \text{価格評価点【15 点満点】} + \{ \text{各委員の事業者負担による任意事業に関する評価点（定性）の合計値} \div \text{委員数} \} \text{【5 点満点】}$$

(2)事業提案書の評価項目等

技術評価点（定性・定量）、価格評価点及び事業者負担による任意事業に関する評価点（定性）の算出にあたっての評価項目、内容及び配点は表 2 のとおりとする。

表 2 評価項目、評価の内容及び配点

評価区分	評価項目		評価内容	配点
技術評価 (定性)	設計	事業概要	・施設の配置計画、土地利用及び周辺施設との調和に関する提案 ・来場者への堆肥引渡し及び来場者の安全性に関する提案	5 5
		維持管理体制	・施設を長期間にわたって安定稼働させるための維持管理体制	5
	維持管理・運営	品質管理、変動時の対応	・脱水汚泥の性状（含水率、有機物濃度、重金属濃度）や量の変動した場合でも、安全かつ安定的な運転が可能な対応策 ・堆肥化物の品質管理に関する提案	5 5
		維持管理・運営、修繕計画	・施設を長期間にわたって安定稼働させるための維持管理・運営、修繕計画の策定	5
		臭気対策	・施設稼働・停止時、脱水汚泥搬入時、堆肥化物搬出時の臭気漏洩監視方法及び漏洩リスク発生時の対応策	5
		災害対策	・被災時に施設を迅速に復旧させるための提案	5
	肥料利用	利用促進	・市内の堆肥化物流通に向けた需要創出及び流通・販売の促進に関する提案と体制	10
		事業者引取り分の肥料利用	・事業者引取り分の堆肥化物の流通・利用に関する提案	5
	地域貢献	地域雇用	・建設、維持管理・運営における地元人材、企業の活用に関する提案	10
		地元経済の活性化	・地元経済の活性化に関する提案	5
		広報・イメージアップ	・事業のPR及び施設見学者への配慮に関する提案	5
技術評価 (定量)	温室効果ガス排出量		・施設稼働に伴い排出する温室効果ガス排出量を定量的に評価する	10
価格評価 (定量)	総事業費		・施設建設費、維持管理運営費を合わせた総事業費を定量的に評価する	15
事業者負担による任意事業に関する評価 (定性)	事業者負担による任意事業		・本事業の目的に沿った事業者負担による任意事業について、提案内容を評価	5

4 評価点の算出方法

(1)技術評価（定性）の得点化方法

表 3 に示す 3 段階評価による得点化方法により評価項目別に得点を算出し、その合計を評価点とする。

表 3 評価点の得点化方法

評価	評価基準	得点化方法
A	当該評価項目について、特に優れている。	配点×1
B	当該評価項目について、優れている。	配点×0.7
C	当該評価項目について、一般的な提案である。	配点×0.5

(2)技術評価（定量）の得点化方法

技術評価（定量）は、施設稼働に伴い排出される温室効果ガス排出量を定量的に評価する。試算は、以下の条件に沿って行う。

【前提条件】

- ・本施設の維持管理運営に伴い排出される年間の温室効果ガス排出量を評価する。
- ・評価範囲は、本施設に脱水汚泥を受け入れてから、下水汚泥堆肥化物として製造し、製品化するまでを範囲とする。よって、汚泥処理棟から本施設までの汚泥運搬や製品化後の本施設外への下水汚泥堆肥化物の運搬に係る温室効果ガスは本評価の評価範囲外とする。
- ・試算にあたっては、脱水汚泥を年間 8,650.5wet-t/年処理する際に必要なユーティリティ使用量を用いて試算すること。試算条件は以下に記す。

【試算条件】

- ・対象となる温室効果ガスは CO₂、CH₄、N₂O とする。
- ・CH₄、N₂O はその排出量を地球温暖化係数で CO₂ 排出量に換算して定量化する。地球温暖化係数は表 1 に示すとおりである。

表 1 地球温暖化係数

項目	係数
CO ₂	1
CH ₄	28
N ₂ O	265

(換算例)

$$\blacklozenge \text{N}_2\text{O 排出量}[\text{t-N}_2\text{O}/\text{年}] \times \text{地球温暖化係数}[265] = \text{CO}_2 \text{ 排出量}$$

- ・CO₂、CH₄、N₂O は維持管理・運営時に使用するユーティリティ使用量に温室効果ガス排出係数を乗じて求める。温室効果ガス排出係数は表 2 に示す係数を使用し、表に提示されていないものは、「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」（環境省）に準拠又は、根拠資料を提示し事業者にて設定すること。

表 2 温室効果ガス排出係数

項目	排出係数	単位
電力	0.000457	t-CO ₂ /kWh
燃料（A 重油）	2.75	t-CO ₂ /kL
燃料（灯油）	2.50	t-CO ₂ /kL
燃料（軽油）	2.62	t-CO ₂ /kL
上水	0.0020	t-CO ₂ /m ³
薬品（水酸化 Na(NaOH50%)）	1.2	t-CO ₂ /t
薬品（活性炭）	0.26	t-CO ₂ /t

（算定方法）

◆消費電力量[kWh/年]×温室効果ガス排出係数[t-CO₂/kWh]=CO₂排出量[t-CO₂/年]

※なお、消費電力量を算定する際は、負荷率を事業者にて設定し、以下の式で算出すること。

◆消費電力量[kWh/年]=電動機容量[kW]×年間の稼働時間[hr/年]×負荷率

- ・太陽光発電による電力削減効果は、以下の式で算出し、CO₂排出量に表 2 の排出係数を用いて換算すること。

◆発電電力量[kWh/年]=P_{AN}[kW]×H_A[kWh/m²・日]×K

ここに、

P_{AN}: 標準状態における太陽電池アレイ出力[kW]（事業者提案とする）

（※標準状態とは、AM1.5、日射強度 1000W/m²、太陽電池セル温度 25℃の状態を言う。）

H_A: 設置場所での日射量[kWh/m²・日]（要求水準書_別紙 5 を参照し、事業者にて設定すること。）

K: 総合設計係数（0.7 とする）

【技術評価（定量）の得点化方法】

- ・以下の式で年間の温室効果ガス排出量を算定する。

◆年間の温室効果ガス排出量[t-CO₂/年]=ユーティリティ使用による温室効果ガス排出量[t-CO₂/年]-太陽光発電による削減量[t-CO₂/年]

- ・算定された温室効果ガス排出量が最低であるものを 1 位とし、配点の満点である 10 点を付

与する。他の応募者の得点は以下の計算式により算出し、技術評価（定量）点の小数点以下第3位を切り捨てる。

◆技術評価（定量）点＝技術評価（定量）の配点（10点）×応募者中の最低年間温室効果ガス排出量÷当該応募者の年間温室効果ガス排出量

(3) 価格点の得点化方法

見積価格は、以下の方法により得点化して価格点とする。

見積書に記載された価格点が最低であるものを1位とし、配点の満点である15点を付与する。他のものの得点は提案上限価格を0点とし、1位の価格と提案条件価格の間を比例補間して点数を配点する。配点は小数点以下第3位を切り捨てる。

(4) 事業者負担による任意事業に関する評価の得点化方法

表3に示す3段階評価による得点化方法により得点を算出し、評価点とする。なお、任意事業に係る提案内容が本事業の目的に沿っていないと市が判断した場合、その提案を認めず配点を0点とする。